

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	林野庁
件名	1 保安林規制の緩和について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	山岳観光を推進するため、保安林にマイカー登山者の駐車場を整備することについては、森林法により通常、自動車専用駐車場は土地形質の変更行為として規制され、整備することができない。今後の保安林内の作業許可基準要件の緩和について要望する。		
提案理由	国民の祝日として「山の日」が制定され、また、長野県においても「信州山の日」が制定されたことを契機として、3,000m級の雄大な北アルプス連峰の麓に位置する当市では、山岳観光の更なる推進に向けて取り組んでいる。 当市では、北アルプスへの年間登山客は10万人を超えるが、既存の登山口付近の駐車場が手狭となっている。 登山者の安全確保及び利便性向上を図るため、駐車場の整備を検討しているところであるが、既存の登山口付近の駐車場は保安林内にあるため整備は困難とされている。		
現況及び課題等	市内登山口の殆どが保安林内にあり、約280台分の駐車場を確保しているものの、近年では登山者ニーズの増加の後押しもあり、ピーク時には全ての駐車場が常時満車状態となっている。また、登山口に通ずる林道は慢性的な路上駐車が発生し、一般車両の通行に支障を来しているばかりか、両者の自動車路肩から脱輪や接触事故を起こすなど、自動車の通行が非常に危険な状況にさらされている。当市の山岳観光の推進にあたり、マイカー登山者に対する駐車場の確保は喫緊の課題である。 小規模程度であっても保安林内に自動車専用駐車場の整備行為について規制されていることから、森林法による作業許可基準に自動車専用駐車場等の整備について明文化が必要である。		
法令関係	森林法第34条第2項		